

# スタートします！ マイナンバー 社会保障・税番号制度

10月から  
マイナンバーが  
一人ひとりに  
通知されます

マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは、すべての人に1人1つの番号を持っていただき、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、さまざまな機関が持っている個人の情報が、同じ人の情報であることを確認するための社会基盤となる制度です。

社会保障や税に関わる事務の効率化、また所得状況等がより正確に把握でき、社会保障の給付や税負担の公平化が図られるなど、多くの効果が期待されます。

## マイナンバーって何？

国民一人ひとりが持つ12桁の番号をマイナンバー（個人番号）といいます。今年の10月以降に、マイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所あてに送付されます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## どんな場面で使うの？

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示すると、税金の処理などに使用されます

顧客のマイナンバーを法定調書等に記載して税務署等に提出します

金融機関

1234.....

毎年6月の児童手当の現況届の際に、市町村にマイナンバーを提示します

市町村

1234.....

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。マイナンバーは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、福祉分野の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等に記載を求められることとなります。

厚生年金の請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します

年金事務所

1234.....

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

勤務先

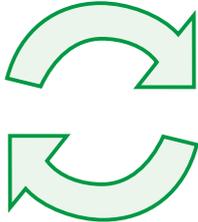
1234.....

従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出します

# メリットは？

- ① 国民の利便性の向上**
- ② 行政の効率化**
- ③ 公平・公正な社会の実現**

面倒な手続きが簡単に！



住民票や所得証明などの添付が不要になるなど、行政手続きが簡素化されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができます。

手続きが正確で早くできる！



行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の無駄が削減されます。

給付金などの不当受給の防止



所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

## 今後のスケジュール

**平成 27 年 10 月～**

住民票の住所へマイナンバー「通知カード」の送付を開始

**平成 28 年 1 月～**

- 社会保障・税・災害対策の手続きでのマイナンバー利用を開始
- 申請者へ個人番号カード(顔写真付き IC カード)の交付を開始

**平成 29 年 1 月～**

国の行政機関の間で、情報連携を開始

**平成 29 年 7 月～**

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

## 安心・安全な仕組みづくり

(一部抜粋)

### 個人情報分散管理

一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

### 成りすまし防止

行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。

### アクセス記録の確認

自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。

### 罰則の強化

マイナンバーの漏えいや目的外の収集には刑事罰が科せられる場合があります。

### ●マイナンバー制度に関する問合せ先●

☎ 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル・通話料がかかります)

午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は、☎0570-20-0291におかけください。



マイナンバーは、番号が漏えいし不正に使われるおそれがある場合を除いて一生変更されることはありません。ぜひ大切にしてください。

**問合せ先** 企画総務部人事情報室  
(☎84-5031)